

意見書（2021年6月4日付）に対する見解書

1. 京都府知事による、『新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言発令中』期間中の、閲覧や説明会に参加したくても、徹底した外出自粛の最中だったので、参加できませんでした。緊急事態宣言の解除後の閲覧・説明会を再度検討ください。私も、是非説明会に参加したいと思っておりますし、近所の方も同じご意見で、私が代表として意見書の提出をします。

⇒ 2021年7月2日に土師宮町公会堂にて追加説明会を開催させていただきました。

追加のご質疑がある場合、当社事務所にお越しいただければ当社見解をご説明します。

以上

意見書（2021年7月1日付）に対する見解書

1. トラックの処理施設入出時のタイヤの洗浄施設を設置する。

⇒ 本施設において、タイヤ洗浄施設の設置は予定しておりません。

敷地内は全面舗装し、前面道路も舗装されており、車両タイヤの洗浄を必要とする取扱品目もないためです。

2. 搬入される廃棄物に放射能物質の混入を防ぐための放射能カウンターを設置する。また、アスベストが含まれていないことを証明する検査方法を教えて下さい。

⇒ 本施設において、放射能カウンターの設置は予定しておりません。

放射性物質の混入が考えられるような廃棄物は一切取扱いしないためです。

また、本施設（破碎施設）において、石綿含有廃棄物を取扱うことは法的にできません。

3. 営業時間8時～17時までの、通勤通学時間を考慮したトラック搬入搬出時間の制限をする。

（1日9時間86台は、3分に1台が通過する計算となる）

⇒ 最大台数で生活環境影響を予測評価するため、8時～17時の間に86台搬入としています。

通常稼働時の搬入車両台数は45台/日程度と見込んでいます。

朝の通勤通学時間への影響を考慮し、他社車両は8時半以降に搬入するよう指導し、自社グループ車両についても同時間帯の搬入をできる限り抑制します。

4. 営業時間8時～17時の間で、誘導員設置の有無や場所及び人数。

⇒ 土師宮4号線と福知山綾部線の交差付近に誘導員を配置します。

人数は1名とし、必要に応じて増員検討を行います。

5. 当廃棄物処理施設の完成稼働時に全ての数値基準の測定。（3ヵ月おきの測定・最初の住民説明会の答弁でも後追い調査を行うと記載あり）

⇒ 施設稼働後、騒音規制法・振動規制法の規制基準値に対する事後調査は実施します。

実施頻度や実施項目は、貴自治会との間で今後決定したいと考えています。

6. 朝8時の廃棄物処理施設スタートまでの待機車両の場所の確保。

（線路より廃棄物処理施設側での設置）

⇒ 車両の待機場所は自社管理地内に限定し、時間帯を問わず、土師宮4号線での車両待機を禁止するように指導します。

7. 24時間稼働となっているが、8時～17時以外の稼働についての明確な条件。

⇒ 通常時は、8時～17時の施設稼働となります。

災害時やスポット対応等、稼働時間延長が必要な場合は、貴自治会に事前に報告します。

8. 24時間稼働となっているが、時間制限を設ける。

⇒ No.7のとおり、通常時は、8時～17時の施設稼働となります。

災害時やスポット対応等、稼働時間延長が必要な場合は、貴自治会に事前に報告します。

9. 当廃棄物処理施設の全ての数値基準を下回る基準にする。

⇒ 稼働にあたっては、騒音規制法・振動規制法の規制基準値を遵守します。

10. 産業廃棄物処理施設が水害となった時の対応を教えてください。

⇒ NO.20 のとおり、浸水することはないと考えていますが、浸水被害が発生する恐れがある場合は、事前に施設出入口に備えるシャッターを閉鎖した上で、土嚢袋をシャッターの外側に設置し、施設内への流入を防止します。

11. 協定書に無い事象が発生した場合は、産業廃棄物処理場施設を停止する、問題解決まで稼働しない。

⇒ 今後、貴自治会と締結する協定書に定める事項を遵守します。

協定書に定めのない事項が発生した場合は、貴自治会と誠意をもって協議を行います。

12. 最初の住民説明会の答弁で、「新たに歩道を設ける」とありますが、どの場所でしょうか。

⇒ JR 高架下から本計画地の間で道路改修する範囲のうち、市道に帰属する場所です。

13. 水害被害の際に、高所へ自家用車を移動しようとしたが、大型トラックが先に高所へ移動していた為に自家用車の移動ができなかったことがありました。御社の各車両の避難場所はどちらですか。

⇒ 水害に備えた自社車両の避難場所は、自社敷地内とします。

14. 搬入トラックが土師橋を渡り、左折し廃棄物処理場に向かう際に、下から上がって来て右折する車があった際に、すれ違ふことが出来ず渋滞する恐れがありますが、これについてはどのように考えられていますか。

⇒ No.4 のとおり、誘導員を配置して渋滞を回避します。

15. 15 組住宅地内の建屋にて、同様の廃プラ・タイヤ等の産廃処理場をされていたが、その際悪臭や騒音の苦情が住民より出ている。「この辺りは元々地盤が軟弱で衝撃によって地盤沈下や空洞化が起りやすいと思われる。これも、住民から沈下したとの苦情があり、嵩上げ等の対応があったと聞いている」この時の建屋とは全く規模も違って大きくなる為、リスクも更に大きくなるのではないですか。

⇒ 本施設は建物内処理のため、騒音・悪臭で同様のご迷惑をお掛けすることはないと考えております。

計画地周辺のボーリング調査により、当該計画地地盤は主に砂礫質地盤で構成され、軟弱地盤ではないので、地盤沈下や空洞化が起こる場所ではありません。沈下等は生じないのですが、建物の耐震性に必要な地盤耐力を確保するため、地盤改良を行い、地盤耐力、支持力向上を図ります。

16. 施設完成後の従業員の車台数と駐車場の場所、トラックの大きさ（t）と所有台数とその駐車場を教えてください。

⇒ 施設完成に伴い従業員が増員した場合も、従業員の駐車場所は、自社敷地内にて確保します。トラックの大きさは 3 t ~ 25 t 車、所有台数は 18 台です。また、駐車場所は、自社敷地内とします。

17. これまで所有されている、土師宮町区内の大栄アメント様の所有している施設や家の今後の考え方を教えてください。
- ⇒ 当社が所有する施設は本社ビル、エコビル、積替保管施設及び駐車場のみで、現状通りの利用を考えています。
18. 処理施設の機械図面ですが詳しい図面を開示して下さい。
- ⇒ 弊社ホームページに該当図面を掲載します。
19. 選別品のばいじんとは何ですか。
- ⇒ ばいじんとは、焼却時に集じん施設で集められたものです。本施設では受入予定廃棄物に含まれる可能性があり、また、不法投棄物の処理時にばいじんが混入しているものであっても取り扱えるように品目に加えているものであり、ばいじん単独で取扱うことはありません。
20. 90 cmのかさ上げで浸水しない根拠を教えてください。
- ⇒ 福知山市の浸水対策事業により、2014年8月豪雨災害規模の降雨でも床上浸水（GL+70 cm以上）がおおむね解消することとなっています。そのため、20 cm上乗せして「嵩上げ高さ 90 cm」と設定することで、浸水を防げるものと考えています。
21. 夜間稼働時、搬入出時間は8:00～17:30ですか。
- ⇒ 稼働時間延長が必要な場合は、搬出入時間もあわせて貴自治会に事前に報告します。
22. 施設の窓は通常作業時閉めたままですか。
- ⇒ 通常作業時は閉めたままです。
23. 搬入時シャッターを開けたとき騒音が漏れませんか。
- ⇒ 高速シャッターで短時間に開閉し、騒音の漏れを抑制します。
24. 廃棄物へ適時散水とありますが、設備と方法を教えてください。
- ⇒ 建物内上部にミスト噴霧機を取付け、ミストを噴霧します。また、発塵しやすい箇所には局所的に散水を行います。
25. 日曜日は完全に休みですか。日曜日以外の休みを教えてください。
- ⇒ 原則、日曜日と年末年始が休業日となります。
26. 1日86台のトラック数で停滞することは無いですか。
- ⇒ NO.3、4、6のとおり対策を実施することで、土師宮4号線での停滞はないと考えています。
27. 事業計画書に記載されていない集塵装置やダクトは無いですか。
- ⇒ ありません。

28. 屋根にある排気ファンから出されるふんじん量を教えてください

⇒ 建物内上部からのミスト噴霧により、粉じんを吸着させ、建物外への拡散を防止できると考えています。施設稼働後の事後調査により、評価した結果はご報告いたします。

29. 搬出入口のシャッター開閉時のふんじん量を教えてください。

⇒ 建物内上部からのミスト噴霧により、粉じんを吸着させ、建物外への拡散を防止できると考えています。また、高速シャッターで短時間に開閉することにより、建物外への粉じん拡散を防止できると考えています。施設稼働後の事後調査により、評価した結果はご報告いたします。

30. 事業計画書には油分離槽が汚水排水に接続と記載がありますが、どのような物が、汚水排水や流れますか。

⇒ 建屋内では汚水の発生がないことから、建屋内に油水分離槽は設けません。
ただし、屋外において、車両等からの万一の油漏れに対応するために、排水経路上で有効と考えられる位置に油水分離槽を設置します。
差替え後の図面は、No. 18 と合せて弊社ホームページに掲載します。
なお、生活排水は、下水道へ排水します。

31. 事業計画書に搬入と搬出のトラックの台数に差があるのはなぜですか。

⇒ 搬出時は、搬入時よりも積載量が多い車両を使用するためです。

32. 三木市の工場では、悪臭が発生していましたが、福知山ではそのような臭いはありませんか。

⇒ 本計画において、通常時、臭気を発する廃棄物の取扱いはありません。
臭気の可能性がある災害廃棄物等の受入をする際は、貴自治会に事前にご相談します。

33. 住民や第三者機関が、随時立ち入り調査が出来るようにしてください。

⇒ 今後、貴自治会と締結する協定書に「大栄アメット(株)は、処理施設の運営に伴い、地域住民から苦情があったときは、誠意を持ってこれに対応するものとする」「貴自治会は、大栄アメット(株)の処理施設の運営状況を確認することができる。その際、大栄アメット(株)は、処理施設の運営に支障がなく、安全が確保できる範囲で協力するものとする」と定めたいと考えています。

34. 水害で水が浸かった場合、廃棄物が含まれた水が住宅内に流れることが想定されますが、その場合の被害の内容と補償はどのようになりますか。

⇒ NO. 20 のとおり、浸水はないものと考えております。
NO. 10 のとおり、浸水被害が発生する恐れがある場合は、施設内への流入を防止します。
その上で、万一、当社が取扱う廃棄物が含まれた水が住宅内に流れた場合は、その損害について当社が責任をもって補償します。

35. 大型トラックによる、舗装道路の損傷はどのように想定されてますか。

⇒ 舗装補修は道路管理者が行うことが原則ですが、当社に起因する損傷であることが明らかなものは、道路管理者等と協議の上、当社で補修することがあると想定しています。

以上